大学院第一種奨学金返還免除の選考に係る評価項目等に関する要項

（令和２年10月７日制定）

第１　この要項は、静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、静岡大学における大学院第一種奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に係る評価項目及び評価方法を定める。

第２　研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）、自然科学系教育部又は山岳流域研究院（以下「研究科等」という。）ごとの候補者の選考については、別表に掲げる評価項目及び評価方法を参考に、研究科等ごとに定めるところにより、候補者の推薦及び推薦順位の決定を行うものとする。

附　記

１　この要項は、令和２年10月21日から実施する。

２　大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に係る評価基準に関する要項（平成25年２月６日実施）は廃止する。

附　記

この要項は、令和５年４月１日から実施する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 省令第36条に定める業績の種類 | 機構が定める評価基準 | 評 価 項 目 | 評 価 方 法 |
| １　学位論文その他の研究論文 | 学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること | (1) 独創性：発想、手法、成果等の面での独  創性の有無及び程度  (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出  への挑戦の有無及び程度  (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び  程度  (4) 貢献性：当該学問分野における貢献度の  有無及び程度  (5) 学会での発表  (6) 学術雑誌への掲載  (7) 表彰 | １　(1) ～(4) の評価項目ごとに、３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。  ２　(5) ～(7) の評価項目ごとに、その有無、回数及び発表した学会等の社会的評価で３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |
| ２　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果 | 特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること | 同　　上 | 同　　上 |
| ３　大学院設置基準第16条の２に定める試験及び審査の結果 | 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること | 同　　上 | 同　　上 |
| ４　著書、データベースその他の著作物（１及び２に掲げるものを除く。） | 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第１号及び第２号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること | 同　　上 | 同　　上 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５　発明 | 特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること | (1) 独創性：発想、手法、成果等の面の独創  性の有無及び程度  (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出  への挑戦の有無及び程度  (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び程度  (4) 有用性：現在さらには未来の社会的要請  に応えることの有無及び程度 | (1) ～(4) の評価項目ごとに、３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |
| ６　授業科目の成績 | 講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること | (1)全修得単位の中に占める秀及び優の割合 | 成績評価に占める秀及び優の割合の合計により、３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。  　　卓越→　８０％以上  　　優秀→　６０％以上  　　普通→　６０％未満 |
| ７　研究又は教育に係る補助業務の実績 | リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること | (1)貢献性：貢献度の有無及び程度 | ３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |
| ８　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること | (1)発表会における成績（専攻分野に関連した音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会での受賞等の内容） | ３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |
| ９　スポーツの競技会における成績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること | (1)競技会における成績（専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等での入賞等の内容） | ３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |
| 10　ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 | 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等，公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること | (1)貢献性：公益への貢献度の有無及び程度 | ３段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 |

（備考）

　１．別表中、「省令」は「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）」、「機構」は「独立行政法人日本学生支援機構」のことを指す。

　２．評価点は、卓越３点、優秀２点、普通１点とする。

３．評価項目ごとの評価結果を基に順位づけを行う。